

厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈厚生労働省評価委員会〉
国立病院機構	理事 (労務担当)	H22. 4. 1~H24. 6. 15 (同上)	1. 1
年金・健康保険 福祉施設整理 機構	理事長	H17. 10. 1~H24. 3. 31 (同上)	1. 1
国立成育医療 研究センター	理事長	H22. 4. 1~H24. 3. 31 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）について」（平成25年3月11日付け独評発第0311001号）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）のうち、独立行政法人国立成育医療研究センターの退職役員に係る業績勘案率（案）（再算定）「1. 0」について、別紙のとおり回答します。

また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の退職役員に係る業績勘案率（案）（再算定）「1. 1」及び独立行政法人国立病院機構の退職役員に係る業績勘案率（案）「1. 1」については、意見はありません。

以上

別紙

独立行政法人国立成育医療研究センターの退職役員（理事長）に係る業績勘案率（案）（再算定）「1.0」について

「厚生労働省所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）の通知について」（平成25年1月21日付け政委第8号）別紙2において、貴委員会に対して、改めて審議を行うよう意見を述べた案件については、貴委員会で再審議され、今後、司法当局の捜査後に行われる法人の調査により、前理事長の在職期間中にいわゆる「預け金」があったことが明らかになった際には、貴委員会において再審議した上で退職金の返還を求める等の必要な措置を採ることとされていることから、業績勘案率（案）「1.0」については、「意見なし」とします。

別紙

厚生労働省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間 (参考) 在任期間		算定内容				業績勘案率 (案)
				年度評価実施期間等の基準値に在職月数に応じて加重平均した値 (※1)	在籍期間における目的積立金等の状況 (※2)	職責事項の申出の有無 (※3)	その他考慮すべき特段の事由 (※4)	
国立病院機構	理事	H22. 4. 1～H24. 6. 15	同左	1. 5	なし	なし	あり	1. 1
年金・健康保険福祉施設整理機構	理事長	H17. 10. 1～H24. 3. 31	同左	1. 5	なし	なし	あり	1. 1
国立成育医療研究センター	理事長	H22. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 5	なし	なし	あり	1. 0

※1 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）（以下「業績勘案率の決定方法」という。）1-②において「下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。」とされている。

※2 「業績勘案率の決定方法」1-④において「1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金等の状況に照らして適切であるかを考慮することとする。」とされている。

※3 「業績勘案率の決定方法」1-⑤において「退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見

等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。」とされている。

- ※4 「業績勘案率の決定方法」1-⑥において「その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。」とされている。